

議案第114号

財産の取得について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づき定める備前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年備前市条例第60号)第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

種別 物品

品名 机、椅子その他の備品(新庁舎整備事業)

2 相手方

備前市西片上1892番地20

株式会社備前文具

代表取締役 武元 心

3 取得金額 68,717,000円

4 理由

備前市役所新庁舎において利用する職員、議員及び来庁者の机、椅子その他の備品を取得するものである。なお、現在使用している備品のうち、今後も使用可能なものは新庁舎移転後も継続して使用する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原 隆雄